

令和元年度第 1 回加古川市手話言語及び
障がい者コミュニケーション施策推進委員会
議事録

日 時：令和 2 年 1 月 1 7 日(金) 14：00～15：30

会 場：加古川市総合福祉会館 大ホール

出席者

委員（計 9 名）		
杉山貴要江委員長	山本博昭委員	川添雅史委員
荒木里津子委員	脇本廣司委員	澤田きみよ委員
清田恵委員	永井智代民委員	畠晶子委員
事務局（計 6 名）		
障がい者支援課	鹿間課長	村井副課長
地域生活支援係	福原係長	尾西主査
	宮本事務員	田寺手話通訳者

1 開会

○事務局

出席される委員の方が皆様お揃いになりましたので、令和元年度第1回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を開催いたします。

本日は公私共にご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします、加古川市 福祉部 障がい者支援課 地域生活支援係の尾西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、現在の委員の皆様の出席状況につきましてご報告申し上げます。

委員全11名のうち9名の方にご出席いただいております。

なお、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 事務局次長の嘉田眞典委員、点訳「ぱそ」代表の船越福代委員は、本日ご欠席と聞いております。

2 あいさつ

○事務局

続いて、委員会の開催にあたり、障がい者支援課長からごあいさつを申し上げます。

○障がい者支援課長

みなさん、こんにちは。加古川市障がい者支援課長の鹿間でございます。本日は、ご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

平素は、本市の障害福祉の推進につきまして、格別のご理解とご

協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成29年4月に、加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例が施行され、3年が経とうとしております。条例の目的である手話が言語であることへの理解や、障害特性に応じたコミュニケーション支援を促進するための事業を検討するべく設置されたこの委員会において、委員の皆様から貴重な意見をお聞かせいただき、さまざまな取組を実施してまいりました。

今年度の事業報告につきましては、後ほど担当者から報告がございますが、先日、新聞報道された、言葉でうまくコミュニケーションが取れない方を支援するための災害時のコミュニケーション支援ボードは、市民や他市町から数多くの問い合わせをいただいております。その他の事業についても、障がい者団体の皆様のご協力や、近隣市町と連携しながら、進めているところです。

この度、新しく清田委員と畠委員をお迎えしておりますが、今後、手話が言語であることや、障がい者のコミュニケーション手段が広く市民の皆様に理解され、我々が目指す共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、どうか皆様方の忌憚のないご意見をいただきますとともに、事務局が提案する事業以外にも、専門的な見地からのご提案をいただきますようお願い申しあげまして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

事務局 尾西です。

本日の委員会は公開で行うこととしておりますので、ここで傍聴者に入室していただきます。

3 委員紹介

○事務局

事務局 尾西です。

続いて、本日まで出席をいただいております委員の皆様を順にご紹介させていただきます。

お名前をお呼びした方から順にご起立願います。

【委員を委員名簿順に紹介】

次に、事務局を紹介いたします。

【事務局出席者を順に紹介】

なお、本日の委員会には、手話通訳を東播手話通訳者協会様に、ノートテイクを加古川要約筆記たんぽぽ様に、パソコン要約筆記を特定非営利活動法人 兵庫県難聴者福祉協会様に、それぞれご協力いただいております。よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。

まず、事前にお送りしています、次第、資料1としまして、委員名簿及び委員会設置要綱、資料2としまして、令和元年度実施事業について、資料3としまして、令和2年度実施事業(案)について。

続いて、本日配付しています、ホッチキス留めの資料が1部。

以上が会議資料でございます。皆様すべて揃っておりますでしょうか。

続いて、本委員会の進行についてお願いがございます。

本日は障害のある方が多数参加されております。発言の際は、挙手のうえ、マイクを使っただき、毎回、お名前をおっしゃって

いただくよう、お願いいたします。

○事務局

失礼します。事務局 福原です。

初めての委員の方もいらっしゃるということから、この委員会の概要について、簡単に説明を申し上げます。

【資料 1 について説明】

続きまして、今回の委員会を進行するにあたりまして、委員長の選出を行ってまいります。

4 委員長の選出及び職務代理者の指名について

○事務局

まず、本委員会の委員長の選出を行います。

こちらは委員会設置要綱第 5 条第 1 項の規定に基き、委員の互選により委員長の選出をお願いするものですが、いかがでしょうか。

○澤田委員

失礼します。育成会の澤田です。

委員長は、前任に引き続き、ご経験豊富な兵庫大学の杉山委員が適任だと考えますが、いかがでしょうか。

○事務局

異議はございませんでしょうか。

«異議なし»

それでは、杣山委員に委員長をお願いすることとします。

委員長のごあいさつをお願いいたします。

○杣山委員

失礼いたします。兵庫大学の杣山でございます。

令和元年度、第1回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年度の委員会は、引き続きご就任いただいた9名に加え、新たに2名の委員をお迎えすることとなりました。本市の障害福祉を取り巻く現状や課題に対して、新たな目線から気兼ねなく、ご意見やご助言をいただけますと幸いです。

また、継続してご就任いただいた委員の皆様も含め、それぞれの専門的立場やご経験から、これまで以上に闊達な意見交換・ご議論をお願いすることとしまして、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局

事務局 尾西です。ありがとうございました。

それではこれから委員長に進行をお願いいたしますが、その前に設置要綱第5条第3項の規定により、委員長があらかじめ職務代理者を指名することとなっておりますので、ご指名をよろしくお願いいたします。

○ 杣山委員

杣山です。

加古川市視覚障害者福祉協会の山本委員を、前任に引き続き指名します。

○ 事務局

事務局 尾西です。

委員長より指名がございましたので、山本委員よろしく願いいたします。

○ 山本委員

山本です。お引き受けいたします。よろしく願いいたします。

○ 事務局

事務局 尾西です。ありがとうございます。

それでは、議事の進行につきまして、杣山委員長にお願いしたいと思います。杣山委員長、よろしく願いいたします。

5 報告及び協議事項

○ 杣山委員

杣山です。

それでは、ただいまから、次第5「報告及び協議事項」に入りたいと思います。

まず、(1) 令和元年度実施事業について、事務局から報告してもらい、それについて皆様からご意見やご質問をいただきたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願いします。

○事務局

【資料2のNo.1を読み上げ】

○杣山委員

杣山です。ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

《質疑なし》

○杣山委員

それでは、次の報告をお願いします。

○事務局

【資料2のNo.2を読み上げ】

○杣山委員

杣山です。ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

○山本委員

山本です。

現在、聴覚障害や、聞こえの問題について取り組まれています。
視覚障害についても同様に取り組めるように、私たちも体制を整えて、講師ができるように頑張っていきたいと思います。

実際に視覚障がい者についても学ぶ機会を作ることにはできるでしょうか？

○事務局

事務局の福原です。

市役所内での研修につきましては、今回は聴覚障がい者の方をお迎えしてということではありますが、来年度は視覚障がい者の方を始め、様々な障害特性をお持ちの方にお越しいただき、職員の啓発研修を行っていきたいと思っています。

○山本委員

わかりました。それまでに我々も準備をしておくこととします。

○川添委員

川添です。

広報かこがわに加古川市手話言語及びコミュニケーション促進条例の特集記事と併せて手話サークルしゅわっちが毎年行っている学習会についても掲載がありました。この学習会はここ数年、応募申込みが少ない状態が続いていましたが、今回は広報の特集記事と併せて掲載したためか 15 名の申込みがありました。全員が最後まで継続してくれるわけではありませんが、多くの申込みがあったことは、広報で特集されたという効果なのではないかと嬉しく思います。

もう一点、資料 2 の No.1 に戻ってしまいましたが、個人的に感じるところで、手話言語普及啓発事業の概要で『手話が言語であることへの理解やコミュニケーション手段としての手話の普及』と挙げられています。手話が言語であることへの理解はいいのですが、

コミュニケーション手段としての手話を普及するということになるのでしょうか。言語としての手話ではないのでしょうか。

言語は、コミュニケーション手段の一つです。聴覚障がい者のコミュニケーション手段は手話だけではなく、他の手段があるということも手話の講座等でお伝えしていますが、『コミュニケーション手段としての手話』という表現だと、手話はあくまでコミュニケーション手段であるという意味で取られかねないのではないのでしょうか。

学習会では、『言語としての手話』を学ぶ場を提供する必要があり、その中で聞こえない人とのコミュニケーションとは何かという方向に広げるという形になるのではないかと。言葉の使い方に引っ掛かりを感じます。

去年も同様の文言があったかと思いますが、その時は見落としていたのかもしれませんが。今見返してみると少し違和感があります。

○荒木委員

荒木です。

川添委員の意見の中でありましたが、『コミュニケーション手段としての手話』としてしまうと、手話が物であるというイメージになってしまいます。そうではなく、手話が言語であるということを見なさんに理解してほしいと思います。コミュニケーション手段の中の手話となってくると、ただ手話を使うことができればいいと思われてしまうのではないのでしょうか。手段としての手話ではなく、言語であるということを理解していただきたいと思います。先ほどの川添委員の意見は非常によくわかりました。

○事務局

事務局の福原です。

仰ることは理解できます。手話が言語であるというところが出発点であり、条例の前文にも記載されていますが、『コミュニケーション手段の一つである言語』ということで、言語もコミュニケーション手段の一つであるということで認識をしております。ですので、手話が言語であるという前提の基に、言語がコミュニケーション手段の一つであると理解して記載している次第です。

ただ、現状の書き方では手話が言語であるということが薄れてしまうと仰ることは理解できます。我々としては手話が言語であるということを皆様にわかっていただいた上で、それがコミュニケーション手段の一つにもなっているということを普及していきたいと思っています。

研修においても、単に手話を学んでコミュニケーションができるようになるということではなく、手話が言語であるということを理解していただいた上で手話で会話ができるようになることを目的に行っていきたいと思います。

○杣山委員

杣山です。

手話＝言語＝コミュニケーション手段の一つということですね。
ありがとうございます。

他に何かございますか。

では次の報告をお願いします。

○事務局

【資料2のNo.3～5を読み上げ】

○ 杣山委員

杣山です。ありがとうございました。

それではただいまの報告につきまして何かご意見等ありますでしょうか。

○ 山本委員

山本です。

私が加古川市視覚障害者福祉協会の会員に徹底しないといけないことがあるんですけども、音声コードの普及が関東に比べて関西では遅い状態です。関東では利用する方が多いのですが。音声コードがこのような形で視覚障がい者への支援として入ってくるのであれば、音声コードをプリントされた資料が増えてくるかと思いますが、視覚障がい者が音声コードを聞くための機械を持っていないと音声コードを利用できません。読み取る機械を視覚障がい者が持てるように普及する方法はあるでしょうか。

○ 事務局

事務局の福原です。

音声コード読み取りの機械は、日常生活用具として給付しています。その制度を利用して購入していただき、音声コード付きの資料をお手元でお読みいただくことができるのではないのでしょうか。

機械をお持ちでない方がいれば、日常生活用具の申請をしていただければと思います。

○ 山本委員

そういう形で視覚障がい者に対して徹底し、PR していけばよろ

しいでしょうか。

○事務局

事務局の福原です。

ご協力いただける範囲で加古川市視覚障害者福祉協会の会員の皆様にもお伝えいただければと思います。

○澤田委員

澤田です。

コミュニケーション支援ボードを丁寧に作っていただきありがとうございます。

私たちも多くの意見を言わせていただいたため、大変思い入れのある支援ボードになりました。

この支援ボードを本当に活かすために、72 か所にただ配るだけではなく、実際に使っていただく方法を考えていただきたいと思います。

特別支援学級や特別支援学校などで、コミュニケーションを取ることが難しい方に利用していただいたり、公民館で外国の方に利用していただく、防災訓練で使っていただくなど、具体的な方法を考えていただければと思います。

それから、ルビ付きの「障害福祉のしおり」について、大変な作業だったのではないのでしょうか。「障害福祉のしおり」自体が難しい内容であるため、ルビがついても知的障がいのある方は理解が難しく、支援者がいてやっと理解できるものだと思います。

加古川市から市民に配布されるパンフレットの中で、防災マップがわかりやすい作り方をしています。全ての文字にルビを振る必要はありませんが、難しい漢字にルビを振ったり、防災マップの

ように絵を入れてわかりやすくする等していただければと。

また、ごみの仕分けの冊子もわかりやすくできていると思います。このような日常生活で使う加古川市からのパンフレットにもわかりやすい表現やルビをつけていただけると助かります。

○事務局

事務局の福原です。

コミュニケーション支援ボードにつきましては、特別支援学級のある学校には1部ずつ配付しており、普段から児童・生徒が見慣れておき、災害時に使えるように進めていく予定で学校へ配付しています。

日常生活で使用するチラシ、パンフレットにつきましては、まず障がい者支援課が作成しているものに対して行い、その後、全庁的にルビ付きの資料などを作成していくように市役所内でも周知を進めていきたいと考えております。

○荒木委員

荒木です。

コミュニケーション支援ボードを作成いただきありがとうございました。配付先が72か所あり、ウェブサイトからもダウンロードできるということですが、パソコンがない場合に市役所に行ってもらえることはできますか。

○事務局

事務局の福原です。

支援ボードの実物は数に限りがあるためお渡しできませんが、データを印刷した紙を窓口でお渡しすることは可能です。実際に

紙で渡したこともあります。

○荒木委員

その場合はカラーで印刷してもらえますか。白黒ではわかりにくいかと思いますので、カラーでいただけると助かりますが。

○事務局

事務局の福原です。

カラーでお渡しするようにしております。

○川添委員

川添です。

澤田委員が仰っていた「障害福祉のしおり」以外のルビ付き文書を作ってもらえたらという話について、「やさしい日本語」という外国人の方でもわかりやすい日本語を使うという動きがあります。これは外国人の方だけではなく、知的障がいの方や聴覚障がいの方など日本語の読み書きが不得手な方に対しても有効であると思われるので、そういう要素もあると理解がしやすくなるのではないのでしょうか。

どの程度のものをどれだけ作ればいいのか、ということはいえませんが、今後の住みやすさを考えて検討していただければと思います。

○事務局

事務局の福原です。

以前、国際交流協会では外国人のための防災講座があり、防災の用語は複雑な単語が多くあり、どのようにわかりやすい日本語にす

るかというところについて講座内でも扱っていました。「やさしい日本語」については、外国人にとってやさしい日本語というのは知的障がい者にもわかりやすいと思います。

障がい者支援課以外の部署で作成する資料についても「やさしい日本語」を含めたルビ付き文書などを作成していきたいと思います。

○ 杣山委員

杣山です。ありがとうございました。

では次の報告をお願いします。

○ 事務局

【資料2のNo.6～9を読み上げ】

○ 杣山委員

杣山です。ありがとうございました。

それではご意見等いかがでしょうか。

○ 山本委員

山本です。

私もこの委員会に初めから参加していますが、市役所と社会福祉協議会の連携、また点訳サークルと朗読サークルの連携によって、点訳と朗読に関して、このような形で視覚障がい者に対してサービスをしていただいていることに感謝を申し上げます。

○ 川添委員

川添です。

一つ質問です。手話通訳者養成事業のステップアップ講座について、講座の受講者が 23 名であるとのことですが、手話通訳者統一試験の受験者はこのうち何名でしょうか。

○事務局

事務局の福原です。

講座最終日に確認したところ 4 名が申込みをされていると聞いております。

○杣山委員

杣山です。

ご意見ありがとうございました。

次に、次第 5（2）の令和 2 年度実施事業（案）について、事務局から説明してもらい、皆様からご意見やご質問をいただくことで、今後取り組む施策について協議する時間にしたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願いします。

○事務局

事務局の福原です。

資料 3 は令和 2 年度の実施事業（案）についてでございます。一括してご説明いたします。

【資料 3 の No. 1 ～ 7 を読み上げ】

○杣山委員

杣山です。ありがとうございました。

それでは皆様から何か意見があればお願いいたします。

○山本委員

山本です。

これだけ視覚障がい者に対して多くのサービスをしていただいておりますが、朗読をするために人が集まるけれどもグループには定着しない、という問題は確かにあります。点訳につきましても、昔に比べて点訳者が少なくなっています。そして、その根底には視覚障がい者理解が足りないことがあるのではないかと思います。

視覚障がい者が表に出て行くことで、視覚障がい者を理解していただけるように動いていきたいと思っておりますので、これからもご支援のほどよろしくお願いいたします。

○脇本委員

脇本です。

聴覚に関するところで、今年初めて難聴についての福祉学習を行いました。加古川ろうあ協会も実施しているようですが、難聴についてもその半分でもいいから実施してほしいと思っています。

平岡小学校からの依頼を受けて福祉学習を行ったとき、児童に一人難聴者がおり、自分の体験談を話しました。

聞こえにくいことはなかなか理解されません。また、突発性難聴の場合は、放っておいたら聞こえなくなってしまうため、すぐに病院に行かないといけないということ、難聴者の場合は『聞こえにくい』というのが一番デメリットになるということなど、そういうことを子どもたちにもっと聞いてもらいたいと思っています。

子どもが100人もいれば、その中に難聴者が3人はいるということです。難聴についても、もっと福祉学習でやってもらいたいと思います。

○事務局

事務局の福原です。

福祉学習については、加古川市の補助事業として社会福祉協議会が窓口として実施しています。

今年度実施された難聴についての福祉学習を拝見しましたが、とてもよい内容だったと思います。感想も非常によいものであったと聞いています。

手話の福祉学習については、加古川ろうあ協会が福祉学習担当者会議で PR されて学校から依頼を受けておりますので、中途失聴・難聴者協会も福祉学習担当者会議で PR できる機会を設けられるようにもっていただければと考えております。

○永井委員

永井です。よろしくお願いします。

要約筆記については初心者向けの講座、要約筆記者を目指す人に対する講座というものがありません。

啓発や難聴について理解するものについては継続して講座等が行われていますが、高齢化等もあり、要約筆記をする人が減ってきています。

手話や点訳、朗読は初心者向けの講座があるので、要約筆記についても1、2回でもいいから講座を開いてほしいと思っています。また、それに加えて理解と啓発についても進めていただければと思います。

○事務局

事務局の福原です。

要約筆記者に関しては、国の地域生活支援事業の中では、手話通訳者と同様に資格を持つ者が担うという形になっております。以前はボランティアという形でされている方が多く、要約筆記奉仕員として活動されている方もいらっしゃいました。当時活動されていた方は今でも活動できるようになっておりますが、原則は要約筆記者の資格を持つ方に活動していただくということです。

中核市以上の市は、国の補助を受けながら単独で要約筆記者の養成講座を行っています。明石市に話を聞いたところ、多くの予算を使って開講しているが、受講者が少ないとのことで悩んでいらっしゃるかと仰っていました。また、明石市の講座には明石市以外の方も受講されているとお聞きしました。現在、加古川市の方が受講されているかはわかりませんが、他市の講座を受けていただくという方法もあるかと思えます。

加古川市においては、要約筆記が知られていないという現状があります。要約筆記者養成講座を開催したいという思いはありますが、養成講座については兵庫県や中核市以上の市等が行っている講座に参加していただき、まずは要約筆記について知っていただく、また、難聴者・中途失聴者の方がどのようなことに悩まれているのかを理解していただくところからスタートしたいと考えております。

要約筆記のスキルを習得することについても、それらの講座内で取り入れていけば多少スキルを身に付けていただけるのではないのでしょうか。すぐに要約筆記者として支援するということにはならないかもしれませんが、要約筆記のスキルを知っているということがいざというときに助けることができるのではないかと思います。

また、社会福祉協議会の事業において、今年度は難聴者の方を対

象としていましたが、来年度については難聴者以外の方も参加いただいて、交流していただきながら要約筆記について理解してもらえればと考えています。

○清田委員

清田です。

先ほどの話で、要約筆記者の養成については加古川市の管轄ではないといったところはよくわかりました。要約筆記者養成の前段階である要約筆記ボランティアの養成と障がい者理解を踏まえた形での講座開催を社会福祉協議会で考えており、ここ数年は啓発事業として健聴者、当事者を対象とした障害を理解する教室を開催してきました。

今後は、日常でちょっとしたお手伝いができる支援者の養成を目的とした講座を開催できればということでボランティアグループとも話しているところです。といいますのも、社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ここ数年養成講座を開催していないことから、ボランティアの養成に取り組めていません。また、講座を開催しても人が集まらない、少ない人数で講座を開催しても途中でやめてしまい最終的にボランティアグループへの参加まで至らない等の課題があり、ここ数年は開催を見送ってきました。

来年度については、市の要望やボランティアサークルとの打ち合わせをしながら、最終的な目標をどうするのか決めて講座を組み立てていきたいと思っています。

また、その際には加古川市中途失聴・難聴者協会にもご協力いただければと考えておりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

○杣山です。

ありがとうございました。

それでは最後に、次第5（3）その他の事業について、令和3年度以降に向けた施策等、これまでの事項以外で委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。

《質疑なし》

それでは、これで議長の役目を終えさせていただき、進行を事務局にお返しします。

6 閉会

○事務局

事務局 尾西です。

本日は、大変充実したご意見等をありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を踏まえ、施策の実施に向けて進めていきたいと考えております。

それでは、これにて令和元年度第1回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を閉会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

以上